

## 経済産業省九州産業保安監督部職員の募集(経験者)について

平成26年12月12日  
経 済 産 業 省  
九州産業保安監督部

電気・都市ガス・鉱山・火薬・高圧ガス等に関する産業保安行政の充実・強化を図るため、実務経験に基づく高度の専門的な知識経験を有する技術系職員を募集します。

### 【1. 業務内容】

#### (1)電力設備の保安及び電気工事における災害の防止に関する業務(電気事業法、電気工事士法、電気工事業の業務の適正化に関する法律)

発電所、送変電設備、需要設備(高圧受電のビル・工場等)を有する事業者等に対して、漏電等による火災、停電事故等の未然・再発防止を図るための規制業務を行い、保安の確保を図っています。

具体的には、事業者等から提出される工事計画、保安規程、主任技術者の選任など各種届出書類の審査を行うとともに、事業者等に対する立入検査等を実施し、不良設備の早期改修や自主保安体制確立などが適切に行われるよう保安確保のために必要な指導、監督を行うことが主たる業務となります。

また、電気工事の作業に従事する者に対して、業務規制を行うことにより、電気工事の欠陥による災害の発生防止を図っています。

具体的には、電気工事の作業に従事する者の資格審査を行うとともに、電気工事業を営もうとする者の登録審査、電気工事業者に対する立入検査を実施し、保安確保のために必要な指導、監督を行うことも業務となります。

これらの業務を行うためには、電力設備及び電気工事の作業に関する高度の専門的な知識経験と保安に対する強い使命感が求められます。

#### (2)都市ガス設備の保安に関する業務(ガス事業法)

ガス事業者に対して、ガス漏えい、爆発等の事故等の未然・再発防止を図るための規制業務を行い、保安の確保を図っています。

具体的には、事業者から提出される工事計画、保安規程など各種届出書類の審査を行うとともに、事業者に対する立入検査を実施し、ガス工作物の工事・維持・運用の方法や消費者に対する危険発生防止の周知などが適切に行われるよう保安確保のために必要な指導、監督を行うことが主たる業務となります。

これらの業務を行うためには、ガス供給を行うための設備等に関する高度の専門的な知識経験と保安に対する強い使命感が求められます。

#### (3)鉱山における危害及び鉱害の防止に関する業務(鉱山保安法、金属鉱業等鉱害対策特別措置法)

鉱業を実施する鉱業権者に対して、鉱山労働者の安全確保と周辺環境の保全を図るための規制業務

を行っています。

具体的には、鉱山施設の工事計画、保安規程等の各種届出書類の審査を行うとともに、鉱山へ立入検査等を実施し、鉱業権者による危害及び鉱害対策が適切に行われるよう保安確保のために必要な指導、監督を行うことが主たる業務となります。

特に、災害や事故等が発生した場合は、特別司法警察職員の鉱務監督官として捜査を行い、鉱山保安法違反に対しては司法警察権をもって厳正に対処します。

また、休廃止鉱山等から湧き出る坑廃水等の鉱害対策として、地方公共団体等に対し補助金制度による支援等も業務となります。

これらの業務を行うためには、鉱山施設、危害防止、鉱害防止等の鉱山保安に関する高度の専門的な知識経験と保安に対する強い使命感が求められます。

#### (4)その他の事業者等に対する保安確保の業務

##### ①火薬類製造施設の保安に関する業務(火薬類取締法)

火薬類取締官として、産業用火薬類の製造事業者に対して、火薬類による災害防止を図るための規制業務を行っています。

##### ②高圧ガスの保安に関する業務(高圧ガス保安法)

高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動、消費、容器の製造、取扱等を行っている事業者に対して、高圧ガスによる災害防止を図るための規制業務を行っています。

##### ③石油コンビナートの保安に関する業務(石油コンビナート等災害防止法)

石油コンビナート内の事業所に対して、事業所内の施設地区の配置等に関する規制を行うことにより、石油コンビナートに係る災害の発生及び拡大の防止を図るための規制業務を行っています。

##### ④液化石油ガス(以下「LPガス」という。)事故の防止に関する業務(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)

LPガス販売事業者等に対して、一般消費者等のLPガスの事故防止を図るための規制業務を行っています。

##### ⑤ガス消費機器工事における災害の防止に関する業務(特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律)

ガスバーナ付風呂釜、ガス瞬間湯沸器などのガス消費機器を適切に設置するための資格認定や事業者が行う消費機器調査の確認等を行うことにより、一酸化炭素中毒などのガスによる災害の発生防止を図っています。

#### (5)広報、情報提供等

各産業保安関係の災害、事故が発生した際には、現場に緊急出動等して情報収集を行ったり、事故の原因究明を行います。特に鉱山災害の場合は、特別司法警察職員である鉱務監督官が特別検査を

行い、違法性の可能性があるときは司法捜査を行います。発生した災害については、統計的な分析を行うほか、関係者に対する講習会や当部のホームページ、関係機関を通して、広報、情報提供なども行います。

## 【2. 求める人材】

実務経験に基づく高度の専門的な知識経験を有する技術系職員として採用されるため、専門性についての能力と経験を有する方、その中でも特に以下の分野における知識や経験を有する方で、かつ、産業保安分野に関する業務に強い関心と国民への奉仕者として働く熱意を有する方を求めています。

- 発電所、送電設備、需要設備の設計、保安実務に関する分野
- 電気工事の実務に関する分野
- ガスの製造、供給、運搬、消費に関する実務の分野
- 鉱山での採掘、選鉱、製錬、坑廃水処理における実務又はこれらの保安若しくは鉱害防止に関する実務の分野

## 【3. 勤務地】

国内における勤務地は、原則として福岡県福岡市の九州産業保安監督部が拠点となります。

採用後の業務内容は、採用者の実務経験分野を中心としつつも、ご本人のキャリアアップのため、数年ごとの人事異動により、「1. 業務内容」に掲げた産業保安行政全般を行って頂くとともに、経済産業省本省及び他の産業保安監督部(支部・事務所)への出向があります。

【参考】経済産業省本省と全国の産業保安監督部(支部・事務所)の所在地は以下のとおりです。

- 経済産業省本省：東京都千代田区霞が関
- 全国の産業保安監督部(支部・事務所)：計9箇所

北海道札幌市	宮城県仙台市	埼玉県さいたま市	愛知県名古屋市
大阪府大阪市	広島県広島市	香川県高松市	福岡県福岡市
沖縄県那覇市			

## 【4. 採用予定人数】

1名

## 【5. 採用予定時期】

平成27年4月(予定)。国家公務員として採用されます。

## 【6. 採用者の資格等】

学校教育法による大学(短期大学を除く)において、電気工学、土木工学、機械工学若しくは経営工学に関する学科を修めて卒業した方で、\*1)電力関係、\*2)ガス関係、\*3)鉱山関係の保安に関する業務に従事した方

\*1)電力関係とは、電気工作物の設計、製造、工事、維持(補修、検査、品質保証等、以下同じ。)、運用

(発電、送配電等)に係る業務又はこれらに関する保安の業務をいう。

\*2)ガス関係とは、都市ガス、LPガス、高圧ガスの製造、供給、運搬、工事、維持に係る業務又はこれらに関する保安の業務をいう。

\*3)鉱山関係とは、鉱物等の採掘、選鉱、製錬、坑廃水処理に係る業務又はこれらの保安若しくは鉱害防止に関する業務をいう。

※不明な点は当該応募要領末尾の問合せ先までお尋ね下さい。

※次のいずれかに該当する者は、応募できません。

○日本の国籍を有しない者

○国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

- ・成年被後見人、被保佐人(準禁治産者を含む。)
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### 【7. 勤務時間】

7時間45分／日

※上記勤務は必要に応じ残業があります。

#### 【8. 給与・手当】

給与は、給与法に基づき支給され、給与額は、学歴、経験、入省後の年数等を勘案して算定されます。

手当としては、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当(ボーナス)、単身赴任手当等があります。

なお、家族状況により年収は異なりますが、例えば給与年額モデルケースでは、「35歳、大卒、4人家族(妻、子2人)」の場合、600万円程度です。

#### 【9. 休暇】

完全週休2日制(土日)、祝日、年末年始、年次有給休暇、夏季休暇等の特別休暇

#### 【10. 福利厚生】

宿泊施設等の各種福利厚生制度あり(国家公務員共済組合)

#### 【11. 定年】

60歳に達した日以後の最初の3月31日

## 【12. 応募受付期間】

平成27年2月2日(月)～平成27年2月10日(火)(同日の消印まで有効)

## 【13. 応募要領】

(1) 履歴書(顔写真を貼付したもの)

(2) 最終学歴に係る卒業証明書

(3) 小論文(以下の2テーマについて、各2000字程度で述べること、様式自由)

①これまでのご自身の実務経験や専門性を踏まえ、今後の産業保安(電力、ガス、鉱山のいずれか1つ選択)をどのように確保していく必要があると考えているか。また、九州産業保安監督部職員としてどのような貢献ができると考えているか。

②九州産業保安監督部に対するこれまでの活動結果評価と今後の取り組みについてどのように考えているか。

※【6. 採用者の資格等】の資格要件を満たしているかどうかを確認するため、合格者の方は当部が指定する日までに勤務証明書等を提出していただきます。

証明書等を提出できない場合又は虚偽の記載がなされている証明書等があった場合には、採用を取り消すことがあります。

※上記の「(1)履歴書」においては、希望する業務内容を明記するとともに、ご自身の職種及び経験年数を明記して下さい。また、英語能力についての記載をお願いします。「(3)小論文」においては、ご自身の実務経験を織り込むとともに具体的に記載をお願いします。

(4) 宛先に自分の住所・氏名を記載し、82円切手を貼付した封書を同封の上、下記まで郵送(簡易書留でお願いします。)にてご応募下さい。

九州産業保安監督部内での第一次審査(書類審査)の結果及び第二次審査(面接)の日時は、同封していただいた封書でもって連絡します。第二次審査は、2月下旬頃に九州産業保安監督部において行う予定です。

(注)応募された書類の秘密は保持されますが、返却しないことを予めご了承願います。

## 【14. 選考方法について】

(1)第一次審査:書類選考(小論文審査を含みます。)

(2)第二次審査:面接

## 【15. 応募書類郵送先】

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館8階  
経済産業省 九州産業保安監督部 管理課「採用担当」

【16. 問合せ先】

経済産業省 九州産業保安監督部 管理課 古賀、黒木  
電話番号:092-482-5925(直通)

※本職員採用に関する情報は、当部のホームページのほか、人事院ホームページ(<http://www.jinji.go.jp>)  
にも掲載される予定です。

◆経済産業省の産業保安政策に関するホームページです。

[http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/index.html)

◆経済産業省九州産業保安監督部の紹介ホームページです。

<http://www.safety-kyushu.meti.go.jp/>